

## 特定商取引法に基づく表記

### <販売事業者について>

- 【会社名】大和ハウス工業株式会社  
【代表者】代表取締役社長 芳井 敬一  
【本店所在地】大阪市北区梅田3丁目3番5号  
【お問合せ先】電話番号 : 0120-629-755  
メールアドレス : denki@daiwahouse.jp  
受付時間 : 9:00~18:00(日・祝日、年末年始休日、夏季休日を除く)

### <商品・販売条件について>

- 【役務の対価】別紙「小売電力販売メニュー表」をご覧ください。  
※需要家が電力受給契約を締結している場合、当社は、電力受給契約に基づく買取料金と電気需給契約に基づく料金を、需要家の料金の支払義務が発生する日をもって対当額で相殺するものとし、当該相殺後の残額を請求するものとします。
- 【お支払い時期】原則として、検針日の翌月末日  
【お支払い方法】クレジットカード払い  
【役務の提供時期】当社は、お客さまとの間で電気需給契約が成立した際には、供給準備その他必要な手続きを経たのち、承り書に記載の使用開始日から電気を供給します。
- 【その他の負担】お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力、契約電流、契約容量を増加するにあたり、新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合等において、当社が託送約款等にもとづいて所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、お客さまは当社に対しその負担金相当額を支払うものとします。

### <その他の注意事項>

- ・電気需給契約は、訪問販売及び電話勧誘販売の場合を除き、特定商取引法に基づくクーリング・オフの対象外です。
- ・電気という商品の性質上、返品はできません。
- ・一般送配電事業者が非常変災その他の理由によって電気の供給を停止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ・電気需給契約の詳細については、重要事項説明書および電気需給約款（個人用低圧）をご参照ください。

### <訪問販売及び電話勧誘販売の場合のクーリング・オフに関する規定>

次のことは、販売の態様が「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合」のみ適用となります。

- ①お客さまは、「承り書」の受領日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回または電気需給契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効力は、かかる書面の発信の日（郵便消印日付など）に発生します。
- ②お客さまが、当社または媒介業者（以下合わせて「当社等」といいます。）が小売供給契約の申込みの撤回又は小売供給契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社等が威迫したことにより困惑し、これらによってお客さまが小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフができる旨の書面を当社がお客さまに再交付し、かつお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面により小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができます。
- ③お客さまがクーリング・オフをされた場合に、当社等がお客さまに対して申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することは一切ございません。
- ④申込みの撤回又は契約の解除に伴い、お客さまから当社等に金銭の支払いがあった場合には速やかにお客さまに対して返還いたします。
- ⑤申込みの撤回又は契約の解除に伴い、お客さまから当社等に返還していただくものがある場合その原状回復が必要となる場合にはその場合の費用は当社等が負担いたします。

※お客さまがクーリング・オフを行った場合には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。供給継続のためには、他の事業者と契約を締結していただくか、最終保証供給（経過措置期間中は特定小売供給）を申し込んでいただく必要があります。

※無契約状態で電気の使用を開始されたお客さまは、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保証供給（経過措置期間中は特定小売供給）を受けたこととするかを選択していただく必要があります。